

## 定款一部変更のお知らせ

当金庫におきまして、毎事業年度一回招集する総代会は代理人をもって議決権を行使することはできましたが、書面によって議決権を行使することは、定款に定めがなかったため行う事ができませんでした。

しかし、今後、感染症の更なる拡大等により、総代会が開催困難となることも想定されることから、書面によって議決権を行使することができるように、当局の認可を得て令和3年7月8日付で、下記の通り定款一部を変更いたしました。

引き続き、当金庫ではリスクの検討等を行い、信用金庫をより良いものとしてまいります。

---

## 北上信用金庫定款

### 第1条～第8条 (省 略)

(議決権の代理行使)

第9条 会員は、第22条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、他の会員でなければ代理人となることができない。

2 代理人は、総会ごとに代理権を証する書面をこの金庫に提出しなければならない。

3 会員は、第22条の規定による通知において書面をもって議決権を行使することができることとされたとき、又は書面をもってする議決権の行使に代えて議決権を電磁的方法により行使することができることとされたときは、これらの方法により議決権を行使することができる。

### 第10条～第23条 (省 略)

(参 考)

第24条 この金庫に、総会に代わるべき総代会を設ける。

2 総代会は、会員のうちから選任された総代でこれを組織する。

3 総代会については、総会に関する規定を準用する。

### 第25条～第48条 (省 略)

※下線部が変更となった部分となります。

詳しくは、当金庫総務企画部総務課 (0197-72-7827) へお問い合わせください。

令和3年8月

北上信用金庫